

京都市告示第 305 号

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 21 日

京都市長 門 川 大 作

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 終 | 点 点 | 重要な 経過地 |
|----------|---------------|---------------------------------|--------|------------|
| 1 | 醍醐緯52の1 号線 | 伏見区醍醐勝口町301番地地先 同町26番地の1地先 | | |
| 2 | 羽束師27号線 | 伏見区羽束師菱川町181番地地先 同町178番地の1地先 | | |

(建設局土木管理部道路明示課)